

Title	慶應義塾大学文学部古文書室所蔵「中原章房関係文書」
Sub Title	
Author	小出, 麻友美(Koide, Mayumi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.85, No.1/2/3 (2015. 7) ,p.541(541)- 573(573)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第2分冊) 史料紹介：文学部古文書室所蔵の中世文書
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150700-0541">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150700-0541</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 慶應義塾大学文学部古文書室所蔵「中原章房関係文書」

小 出 麻友美

はじめに

慶應義塾大学文学部古文書室は、故・野村兼太郎経済学部教授（一八九六〜一九六〇）によって蒐集された古文書類の保管・整理を目的として一九六七年に設立された。そのコレクションの根幹を成すのは近世の村落文書で、数量としても圧倒的多数を占めているが、若干ながら中世文書も含まれている。

その中世文書のなかには、「供御院預左衛門云々」との表題が付された一巻ものの卷子（整理番号 ZP3198 以下「慶應本」と呼称する）が存在する。この表題は、卷子冒頭に収められた文書が供御院預職にかかわる訴訟に際して進上された陳状であるために、近代以降付されたに過ぎないと考えられ、卷子全体からみれば不適切と

いわざるを得ない。この卷子には、江戸時代に柳原紀光（一七四六〜一八〇〇）の手で書写された写本が存在することが明らかとなっている。一九九四年度に東京大学史料編纂所によって購入され、「文殿訴訟関係文書写」（請求番号〇一五六／七）として現在も同所に所蔵されている文書群がそれである（以下「史料編纂所本」と呼称する）。史料編纂所本については、すでに榎原雅治氏によって翻刻および史料紹介がなされているが、本稿では原本調査の成果も踏まえて、慶應本について改めて内容の紹介と全文の翻刻を行いたい。また、古文書室が所蔵する古文書の全体像については、二〇一二年度三田史学会大会のシンポジウム「慶應義塾の古文書」<sup>①</sup>においても紹介されているので、あわせて参照されたい。

一 卷子の概要

まず卷子全体の書誌情報を述べておく。縦三二・一、三二・四cmの紙が全部で一六枚貼り継がれており、そこに副進文書を含めて以下の一八通の文書が収められている。

- 1 年月日未詳供御院預磯部信貞陳狀(後欠) 三紙  
第一紙、第三紙
- 2 年未詳四月二十七日源守忠陳狀(前欠)<sup>(3)</sup> 二紙 第六紙・第七紙
- 3 徳治二年(一二三〇七) 六月一日源守忠陳狀案  
四紙 第八紙・第四紙・第五紙・第九紙(錯簡あり)。  
四紙のうち第二紙・第三紙にあたる料紙が文書2の  
前に貼り継がれている。  
以下副進文書一三通 六紙 第九紙、第一四紙
- 3 a 弘安二年(一二七九) 四月日源家定置文案  
3 b 永仁六年(一二九八) 九月二五日伏見上皇院  
宣案
- 3 c 正安二年(一二〇〇) 正月二九日源定成(阿  
道)書狀案

- 3 d 正安三年六月一三日源定成(阿道)書狀案
- 3 e 正安二年四月一日伏見上皇院宣案<sup>1)</sup>
- 3 f 正安二年九月一日伏見上皇院宣案<sup>(5)</sup>
- 3 g 正安三年九月五日北条貞時(崇暎)書狀案
- 3 h 乾元二年(一二三〇三) 三月二八日後宇多上皇  
院宣案

- 3 i 乾元二年四月二四日後宇多上皇院宣案<sup>(6)</sup>
- 3 j 嘉元三年(一二三〇五) 年未詳三月一七日北条  
貞時(崇演)書狀案

- 3 k 嘉元三年五月二十七日吉田定房書狀案
- 3 l 嘉元三年七月六日龜山法皇院宣案<sup>7)</sup>
- 3 m 嘉元三年五月一日龜山法皇院宣案<sup>(8)</sup>
- 4 年月日未詳源守忠重陳狀案(後欠) 二紙 第一  
四紙・第一五紙
- 5 (前欠) 年未詳一〇月二〇日中原章房申狀案 一  
紙 第一六紙

一覧すると明らかなように、現状の成巻には錯簡がみられる。そのため史料として扱う際には注意を要するが、史料編纂所本にはこの錯簡がない。史料編纂所本は、薄墨の表紙が付された全一冊の冊子本で、その第一丁表の

右端上部に「柳原庫」の印文を持つ単郭長方朱印が捺されている。このことから、史料編纂所本は柳原本から流出したもので、柳原紀光によって書写された写本だと推測されている。すなわち、慶應本に現在みられる錯簡は、紀光による書写以降に生じたことになる。一方で、慶應本の文書1・2・4・5にみられる前欠・後欠部分については、史料編纂所本も同様に欠落している。

慶應本と史料編纂所本を比較検討するうえでさらに興味深いのは、史料編纂所本の表紙に「或文書裏書／置文并所領事」との外題が付されており、書写された原文書（慶應本）が、本来は何らかの紙背文書であったと考えられることである。慶應本の料紙には、単なる他の文書からの墨移りとは考えがたい墨影が確認されている。残念ながらその内容を判読することは困難な状態だが、これはもともと紙背文書が存在していた文書に対して何者かが相矧ぎ処理（一枚の紙を薄く矧いで、二枚に分離させる技術）を施した結果と推測される。すなわち、柳原紀光による書写がなされた段階では表裏の両面に文字が記されていた紙を相矧ぎによって分離し、別の一巻に仕立てたものが慶應本ということになる。

巻子に貼り継がれた文書が、もともと紙背文書として

ひとつのまとまりを成していたことを確認したところで、そのまとまりがどのように形成されたのかを次に検討してみたい。そのヒントを与えてくれるのが文書5である。文書5は鎌倉後期に活動した明法家の中原章房によって作成されたと考えられるものである。内容としては朝廷への奉仕を滞りなく果たすために必要だとして所領の給付を請う申状だが、文書1〜4と異なり、決して丁寧とはいえない筆跡で記されている。さらには、文章が次の紙まで及ばないように、次第に行間を詰めて字を小さくしながら書き進められており、原文書を見ながら筆写したものと推測される。以上の点から、文書5は申状の進上の際に申請者（章房）自身の手許に残された控と考えられる。章房が徳治二年〜嘉暦二年（一三二七）の期間に文殿寄人として活動していたことから、彼が文書2〜4の訴訟の審理に関与した可能性を榎原氏が指摘しており、同様に院の法廷に提出された文書1も含めて、「本文書群の残し手としてふさわしい」と評価している。先に述べた文書5の書き様や形態を考慮したうえで、榎原氏の指摘については概ね首肯できるといえる。これらの文書がもともと一人の収集・所蔵にかかるものと仮定すると、最初の所蔵者は中原章房その人であったと考

えられる。

これらの文書の収集者が中原章房だったとして、それぞれの文書同士はどのような関係にあったものだろうか。文書4の第2紙に相当する第一五紙には、一定間隔(約二〇cm)おきに水に濡れたためと思われる墨のじみと、料紙の破損が認められる。このような破損は、卷子もしくは冊子といった形態で保存されている文書類が虫損などの被害を受けて生じるものである。中央部がとくに大きく破損しているが、字の欠損については三文字分の空白として史料編纂所本にも反映されている。すなわち、第一五紙の破損は史料編纂所本の作成以前から存在していたものである。しかしながら、他の料紙には同様の破損がまったくみられない。これは、卷子に収められた一八通の文書が最初から一具ではなかったことを示している。おそらく、当初章房はこれらの文書群を別々に保管していたのだろう。料紙の紙背を草房もしくはその子孫が再利用した際に、初めてまとめられたのではないだろう。

ところで、実は慶應本にはさらにもうひとつの写本が存在する。「山科毘沙門堂記録」<sup>10</sup>のなかに収録されている写がそれである。「山科毘沙門堂記録」は中世前期の

公家日記から近世に出された触書に至るまで、雑多な文書・記録類を書写した複数の卷子および冊子から成るが、その成立時期や経緯は明らかでない。慶應本の写は独立した一巻ものの卷子で、冒頭部に「実照記」<sup>11</sup>との題箋が付されている(「山科毘沙門堂記録」のうち慶應本の写にあたる卷子について、以下「毘沙門堂本」と呼称する)。慶應本に似せた字体を用いており、挿入符による文章の修正や改行位置、慶應本の第一五紙に付された「四」の貼紙に至るまで忠実に写されている。よって、毘沙門堂本が史料編纂所本と系統の異なる写本であり、尚且つ慶應本を見ながら書写したものなのは間違いない。第一紙・第二紙・第四紙・第一三紙・第一六紙の貼紙については写されていないので、第一五紙の貼紙とそれ以外が別々の時期に付されたことがわかる。

以上に述べたように、毘沙門堂本はある時期の慶應本の様相を忠実に伝えている。一方で、毘沙門堂本には史料編纂所本にはみられなかった錯簡の存在が確認される。文書の収録順は基本的に史料編纂所本と同様だが、文書3b(史料編纂所本の文書1d)のなかに文書5(史料編纂所本の文書3)が入り込んでしまっているのである。具体的には慶應本の第一〇紙と第一一紙のあいだに第一

六紙の文章が挿入されており、さらには文書3bの事実書最終行にあたる「院宣執達如件」と差出人「右京大夫」の署判が欠落している。慶應本を実際に見ながら書写したにもかかわらず、これらの記述を書き落としてしまっている点については疑問が残るが、これは、慶應本に現状と異なる形の錯簡が生じていたことを示している。おそらく、柳原紀光によって史料編纂所本が作成されて以降に起きたものだろう。いずれにせよ、慶應本と毘沙門堂本の関係やその成立過程について考えるためには、「山科毘沙門堂記録」に収録されているほかの史料に対する検討をも含めた更なる調査が必要である。

なお、慶應本の紙継目に捺されている黒印のうち、第四紙と第五紙、第七紙と第八紙、第一〇紙と第一一紙の間では印影の位置がずれて接続せず、第五紙奥の印影に続くべき位置の第九紙には印影がみられない。これら七紙のなかには互いの継目黒印が接続するものが存在しないので、現在では失われた料紙と継がれた状態で印が捺されたことがわかる。第一〇紙と第一一紙の間には、右の毘沙門堂本が第一六紙の文章を挿入しているが、第一六紙端の印影は第一〇紙のものと全く接続せず、奥の印影も第一一紙のものと微妙にずれている。したがって、

現状と異なる錯簡にも複数の段階があったといえる。<sup>12)</sup>

最後に、この卷子の名称について述べておく。これらの史料について、史料編纂所本は「文殿訴訟関係文書写」との名称を用いているが、これは史料編纂所本の文書一（慶應本の文書2・3・4に該当）にかかわって、文殿における対決が行われたことから付けられた名称である。しかしながら文書5のように、文殿において審理されたとは考えられない文書を含むため、本節の内容を踏まえ、慶應本に関しては「中原章房関係文書」と呼称したい。

## 二 所収文書の内容

この卷子に収録された文書群は、その内容から、三つの案件に関わるものとして分類できる。

- A 供御院預職訴訟関連文書 一通（文書1）
- B 源守忠訴訟関連文書 一三通（文書2・3・3副  
進文書・4）
- C 中原章房所領申請関連文書 一通（文書5）

以下、それぞれの内容について簡単に説明を加えたい。

### A 供御院預職訴訟関連文書

これは供御院預職をめぐる争われた訴訟に関するものである。供御院は大炊寮の付属機関で、畿内の官田の稲を納め、宮中や中宮・東宮の料用にあてる役割を担っていたが、その預には大炊寮の史生を任じて領掌させていたとされる<sup>13)</sup>。

現存する文書は一通のみだが、その冒頭部分の記述より、磯部信貞が関連する文書を副進していたことがわかる。参考までにそのリストを以下に掲げる。

- 1 a 弘安八年(一二八五)九月日龜山上皇院宣案
- 1 b 弘安八年一月二五日龜山上皇院宣案
- 1 c 弘安八年二月一六日大炊寮家任符案
- 1 d 弘安九年二月二三日大炊寮家拳状案
- 1 e 弘安九年三月二〇日後宇多天皇宣旨案
- 1 f 正応五年(一二九二)六月二五日伏見天皇繪旨案(大炊寮家宛)
- 1 g 正応五年六月二五日伏見天皇繪旨案(信貞宛)

陳状を作成した磯部信貞は、先祖にあたる磯部広信が長保四年(一〇〇二)に一条天皇から永宣旨を下賜され

てより、代々供御院預職を相伝してきたと主張している。ただし、史料上実際に補任されたことが確認できる例は限られており、本文書に引用されている広信(長保四年)と信貞(弘安八年)の例を除くと、寛弘年間(一〇〇四―一〇一一)頃に、磯部満利・満輔の両人が在任していたことが確認できるのみである<sup>14)</sup>。

文書1の成立時期については榎原氏も言及している。氏は、副進文書のうち最も新しいものが正応五年六月二五日に発給されている(副進文書1 f、1 g)こと、もう一方の当事者である中原師顕の名前が、嘉元三年(一三〇五)を最後として文献史料中に確認できなくなる<sup>15)</sup>ことから、作成年代の上限を正応五年、下限を嘉元三年と推測している。ただし、「去長保四年磯部廣信下賜永宣旨以降、至于信貞、相傳已十五代、星霜三百余迴也」との記述を考慮すると、作成年代の範囲は嘉元年間(一三〇三―一三〇六)には限定される。嘉元年間は、榎原氏が指摘した中原章房の文殿寄人としての活動初見の直前にあたり、章房自身がこの訴訟の審理を担当したことも十分に考えられる。もしそうだとすれば、本文書は正文の可能性もある。

この発端は、磯部行種の猶子となった(藤原)信貞

が供御院預職を相続したことであった。信貞による相続に対して大炊寮家の中原師顕が異議を唱え、訴訟に発展したのである。すなわち、本文書は磯部信貞が中原師顕の訴状に対する陳状として公家政権の法廷へ提出したものと考えられ、基本的に師顕の主張に対して反論する体裁がとられている。信貞の実父とされる信友については史料上にその名を確認できないが、祖父信茂とは『経後卿記』にその名がみえる藤原信茂であろう。信貞の「左衛門少尉」という官途は、実父や祖父のものを踏襲したものと考えられる。本文中に「且信貞為行種猶子改姓之刻、令言上事由之處、改姓事被聞食畢、北面奉公不可有子細之由、被下院宣畢」とあることから、行種の猶子となる以前から禁裏・仙洞に対して奉公していたことは確実である。

文書1は後半部分が欠落しているため、訴訟の詳しい経過を知ることができない。その代わりに先ほど一覧を掲げた副進文書について少し検討したい。これらの副進文書は弘安八年から正応五年にかけて発給されたものだが、発給主体は龜山上皇、後宇多天皇、伏見天皇の三人である。しかしながら、信貞にとってもっとも重要な意味を持っていたのが、正応五年に伏見天皇より大炊寮家

と信貞の双方に宛てて出された論旨（副進文書1 f・1 g）なのは間違いない。本文中の割書をみればわかるように、この論旨は「元の通り磯部信貞を供御院預職に補任する」としたものである。この割書の記述は、師顕の訴えにより一旦は停止されてしまった供御院預職が、伏見天皇の裁許によって再び信貞に与えられたことを示すものである。

先ほど、文書1の作成年代は嘉元年間と推定されると述べた。これは後伏見天皇の退位に伴って後二条天皇が即位し、後宇多上皇による院政が開始された直後にあった。一度は落着いた訴訟が再び提起された背景には、この大覚寺統への政権交代があったものと考えられる。まさしくこの頃中原章房が後宇多上皇のもとで文殿寄人としての活動を開始しているのである。

## B 源守忠訴訟関連文書

卷子のなかで、大部分を占めるのがこの案件に関連する文書である（文書2・3・同副進文書一三通・4）。これは、源（中院）<sup>17</sup>為定の遺領と家督の相続をめぐるの源守忠と源定行・幸徳丸（家房）らの相論にかかわるものである。

源為定には四十歳を過ぎてからも跡を継ぐべき実子が  
おらず、定資(のちに改名して定行)を養子としたが、  
定資が養父為定に敵対したため、義絶している(文書  
2・副進文書3b)。為定の死後は、結局実子の守忠が  
父の遺領等を相続したが、それに対して異議を唱える者  
たちにより、次々と訴訟を起こされている。

三通の陳状が収められているが、そのうち年月日が判  
明するのは文書3「徳治二年(一一三〇七)六月一日日源  
守忠陳状案」のみである。また、合計一三通の副進文書  
は、文書3の料紙にそのまま書き続けられていることな  
どから推測して、文書3を進上するにあたって副進され  
たと考えられる。さらに、その副進文書に続けて文書4  
も書かれており、文書3・同副進文書・文書4が一具の  
もので、正文ではないとわかる。すなわち、この一五通  
すべてが文書2の副進文書に相当すると考えられる。し  
かしながら、文書2の最後には「三巻一枚」の「具書都  
合卅九通」を進覧すると記されており、実際にはさらに  
多くの副進文書が存在したものと思われる。

文書3・4にかかる幸徳丸の訴訟の審理が後宇多上皇  
のもとで行われた一方で、文書2はそれに続く伏見院政  
期(延慶二年(一一三〇九)〜正和二年(一一三三三))に

進上されたものと榎原氏が指摘している。つまり、文書  
2は伏見上皇に進上された定行の訴状に対して守忠が反  
論を加えた陳状である。

ただし、留意しておくべきなのは、文書2が年記を記  
さず、「進上 長門前司殿」との宛所をもつ書状(披露  
状)の形式をとっている点である。文書3も宛所こそ記  
していないが、状末にて後宇多上皇への奏達を依頼して  
おり、これもやはり様式としては披露状になる。上皇の  
もとで裁許される訴訟に際してこのような披露状が進上  
されたとはどういうことだろうか。

まず考えられるのは、そもそもこれらの訴訟自体が正  
式に院文殿で審理されたものではなく、訴人がそれぞれ  
「内々」のルートを通じて自身への家督安堵を願い出た  
のではないかという可能性である。ここで文書3の内容  
を確認してみたい。文書3も守忠の陳状だが、こちらの  
訴人は守忠の従兄弟にあたる幸徳丸(源家房)である。

前述したように文書3が作成されたのは徳治二年で、本  
文によると、去々年(嘉元三年(一一三〇五))五月頃、幸  
徳丸はまず「前民部卿頼藤」を通じて龜山法皇に自身の  
家督安堵を願い出ている。その際守忠に対して問状が下  
されたものの、結局その訴えは捨て置かれたという。幸

徳丸はその結果に納得せず、その後更に関東へと訴え出たがこれも棄却されている。副進文書3j〜3mが嘉元三年の相論に関係する文書である。幸徳丸の訴訟を亀山法皇に対して仲介した「前民部卿頼藤」とは、亀山法皇の近臣で、後宇多上皇の伝奏もつとめた葉室頼藤である。訴を提起しようとしている幸徳丸にとって、亀山・後宇多の両院に近侍する頼藤との繋がりは強力な武器となつたに違いない。

一方、文書2には、訴人の定行らが乾元二年（一三〇三）に後宇多院政期の文殿における対決で敗訴したと記されている。このときの院宣が副進文書3hである。正規のルートを経た審理の結果、訴を退けられた経験を持つ定行が、前回と異なる「内々」の手段で訴え出ようとするのはあり得ることといえよう。そのため守忠も、文書2の形式上の宛所となつている「長門前司殿」の主人を窓口として訴訟に臨まざるを得なかったのではなからうか。この場合、正規のルートを外れて処理された訴訟に関係する文書を、なぜ中原章房が入手できたのかという点が問題となるが、例えば文殿寄人である章房に対して何らかの問い合わせが行われ、関連文書が手許に残つた可能性が考えられる。一一世紀末以降、訴訟の当事者

が明法家に対して法律的判断を依頼することが一般的に行われていた<sup>18)</sup>。

もうひとつ考えられるのは、正規のルートで処理される案件であっても、実際には「内々」の交渉を伴つていた可能性である。弘安七年（一二八四）八月一六日、亀山院の評定においてひとつの案件が審理された。摂津国小林上庄の相続をめぐり、万里小路資通と坊城俊定のあいだで争われた訴訟で、藤原兼仲は評定の場に証拠文書等を携えて祇候している<sup>19)</sup>。この争いは建治年間に端を発するもので、弘安七年の評定は訴が再度提起されたために行われたものであった。建治二年（一二七六）段階では平信輔が担当奉行であったことが確認されるが、信輔は奉行としての職務を遂行する一方で、自身が家司として仕える摂政鷹司兼平に対して訴訟の状況を逐一報告していたことが指摘されている<sup>20)</sup>。これは兼平が資通方に肩入れしていたためで、同じく兼平の家司であった兼仲も資通と兼平とのあいだを仲介しており、資通から披露状を受け取っている<sup>21)</sup>。文書2・3が正式な陳状としてではなく内々の交渉が進められる過程で進上されたものだとすると、文書2の宛所としてみえる「長門前司殿」の主人も、摂関のような立場にある実力者の可能性がある。

また、鎌倉幕府の法廷においては、審理の進め方が不  
適当であった場合に、それを訴える「庭中」が認められ  
ていた。この庭中訴訟については、執権(得宗)が自ら

て執権の職から離れた得宗が、その裁許に関与して文書  
まで発給したことを示す興味深い史料のひとつといえよ  
う。

「理非」を判断することになっていたが、最終的な審理  
は幕府引付に委ねられていた。以上に述べたような訴訟  
制度のあり方は、「外様」(正規)のルートであれ

先に述べた内容と重複する部分もあるが、守忠の陳状  
などのなかで関東による裁許に触れている部分をまとめ  
ると、以下のようなになる。

「内々」のルートであれ、単独で完結することが困難で  
あり、相互補完を必要としていたという実態を表わすも  
のであろう。<sup>22)</sup>

①入道(家定卿)は「故入道殿時」に、自身の所領など  
について、為定朝臣に実子ができた場合すべて相続させ  
ると関東に存知させた(副進文書3a)。

なお、源守忠をめぐる訴訟のその後については、関連  
文書が見出されないため推測するほかないが、『尊卑分  
脈』の源守忠の項目に「嫡云々」との記述がみえるので、  
結局守忠が為定の嫡子として認められ、定行や幸徳丸ら  
の主張はことごとく退けられたものと思われる。

②嘉元三年に、幸徳丸は民部卿(葉室)頼藤を通じて、  
龜山法皇に訴訟を持ち込んだが、いわれない望みであ  
ることが明らかであったため、その訴えは棄却された。  
その後、幸徳丸は同様に訴訟を関東に持ち込んだが、同  
じく捨て置かれた(文書3)。

本文書群について検討するうえで特筆すべき点がある  
ひとつある。この訴訟は公家である村上源氏一族の家督  
相承に端を発するものだが、副進文書のなかに「関東安  
堵状」との端書が付された「沙弥崇暎」「沙弥崇演」か  
らの消息が含まれていることである。この「崇暎」「崇

③正安三年(一一三〇一)・嘉元三年の得宗による安堵状  
は、当家の代々の例として関東より賜ったものである  
(文書3)。

演」は北条貞時の法名である。すなわち、公家の家内部  
での争いをめぐっての相論にもかかわらず、既に出家し

以上の内容を信用するならば、正安・乾元年間(一一二  
九九―一一三〇三)頃には、関東(＝得宗)の安堵がすべ  
に先例として扱われていたことになる。また、副進文書  
3k・3lなどをみると、守忠に院宣を下すにあたって、

院が得宗からの書状（副進文書3J）を確認している。しかしながら、名目としては公的な立場を退いた一個人に過ぎない得宗から安堵を受けている、との意識が当時の人びとにあったかどうかについてはまだ検討の余地がある。文書3などでは、家督相続の安堵を授かった対象についてあくまで「関東」と記しているからである。これは、当時「得宗すなわち関東」との意識が朝廷関係者のあいだで生まれ、共有されつつあったことを示す可能性があると見える。

### C 中原章房所領申請関連文書

第一節でも述べたように、卷子所収の文書の中で文書5のみが純粋な訴訟関係文書ではない。これは日頃の章房の奉公のさまをアピールした上で、その奉公に対する報償としての所領の給付を求める申状である。そのうえで、給付を受ける所領の候補として、摂州石占村、隼人正の職に伴う権益、江州野田山保などを次々と挙げていく。

文書5は、年記がないうえに冒頭部分が欠落しているために、その作成時期の特定が困難である。榎原氏は章房が「主税助」と署判していることを手がかりとして、

章房が主税助に就いていたと推測される延慶二年（一三〇九）～嘉暦三年（一三二八）<sup>23</sup>の期間に作成されたものと推定した。章房が発給にかかわった文書について今少し検討してみると、「主税助」と署判しているものうち最も年代が新しいのは正和四年（一三一五）の宣旨で、それ以降彼が主税助に任官していたことが確認できない。さらに、嘉暦三年の段階では大判事・明法博士・左衛門大尉に加えて、造酒正・山城守を兼官しており、その頃の章房が経済的に困窮した状況にあったとは考えにくい。とくに造酒正は、後年局務中原氏によって代々世襲される官職で、かなりの収益が期待できたと考えられる<sup>24</sup>。以上の点を考慮すると、文書5は章房が文殿寄人に就任して間もない延慶・正和年間（一三〇八～一三一七）に作成されたと考えられるのではなからうか。これは、文書1の作成時期と推測される嘉元年間（一三〇三～一三〇六）、文書2が作成された伏見院政期（延慶二年～正和二年）とも時期的に近く、これらの文書が同時期に作成・収集されたものという推測と矛盾しない。

最後に、なぜ章房が卷子に収められた文書群を収集するに至ったのかという点について考えてみたい。本文中において章房は複数の所領・所職について言及している

が、その筆頭に挙げられているのが「前御代俸禄」であつたにもかかわらず、住吉神主津守国冬<sup>25</sup>によつて奪われたという摂州石占村である。章房は所領が押領されてから程なく国冬の不法を訴え出たが、「難及御沙汰」として却下されたと述べている。すなわち、文書5の進上によつて、章房は石占村の知行権を再び主張しようとしているのである。

文書5の作成年代と推測される延慶・正和年間的情勢をみてみると、延慶元年に後二条天皇が崩御し、花園天皇が即位したために、治天の君は後宇多上皇から伏見上皇に交代している。一度裁許された訴訟が治天の交替に伴つて再び法廷に持ち込まれるのは、両統迭立期にしばしばみられることだつた。ときには貴族の家領の管領者が変更されてしまうケースも存在した。<sup>26</sup>これは先にみた源守忠の訴訟において、源定行が家督安堵を願ひ出たのと同様といえる。また、文書1にみえる供御院預職の訴訟についても、複数回にわたつて訴訟が繰り返されており、皇統の交代に際して越訴が起こされていた可能性があると述べた。章房は一度失つてしまつた所領に対する権利を主張するにあたり、同様の事例を収集したのではないだろうか。章房が集積した文書は、現存するものよ

りもさらに多かつたはずである。

おわりに

以上、慶應義塾大学文学部古文書室所蔵「中原章房関係文書」につき、その概要を紹介した。本稿において紹介した文書は、欠落している部分が少なくなく、一見すると断片的な情報に過ぎないようにもみえる。しかしながら、実際には両統迭立期の朝廷における訴訟制度運営のあり方や、中原章房に代表されるような法曹実務官人の活動の実態を検討していくうえで、重要な情報を与えてくれるものであつた。さらにはめまぐるしく変化する政治情勢のなかに身を置きながら、「内々」の訴訟ルートや鎌倉幕府とのコネクションなどを駆使し、治天の君から自身に有利な裁許を引き出そうとする当該期の公家官人らの姿が浮かび上がってくる。これらの文書から得られる情報をさらに追究してゆくためには、柳原本に残る中原氏関係史料などをあわせて検討することが必要になるであろう。

註

(1) 榎原雅治「史料紹介 本所所蔵「文殿訴訟関係文書

写]〔東京大学史料編纂所研究紀要〕第七号、一九九七年。以下、榎原氏の所説はこれによる。

(2) 田代和生・丸島和洋・五島敏芳・中島圭一・古川元也・井奥成彦・浜野潔・速見融「シンポジウム 慶應義塾大学の古文書―文学部古文書室所蔵史料を中心に―」〔史学〕第八一卷 第一・二号、二〇一二年。

(3) 文書2には守忠の花押がみられず、案文とも考えられない。しかしながら「判」「在判」といった付記もなされていないため、そもそも守忠が花押を据えずに文書を進上した可能性や、裏花押を付したものの相矧ぎの際に失われてしまった可能性があるため、とりあえず文書名に「案」は付さない。

(4) 副進文書3eには「院宣案 龜山法皇御方」との註記が付されている。しかしながら本文書の発給された正安二年は後伏見天皇の在位中にあたり、伏見上皇による院政が敷かれていたため、龜山法皇によって所領安堵の院宣が下されたとは考えにくい。従って、原本の註記は誤記と判断し、発給主体を伏見上皇に比定した。

(5) 副進文書3fには「院宣案 後深草院御方」との註記が付されている。正安二年が伏見院政下だったことは註4で述べた通りである。副進文書3fの奉者は「宮内卿」だが、これは藤原顕相である。正安年間に顕相が伏見上皇の院宣の奉者となっていたことが確認される一方で（「伏見上皇院宣」〔鎌倉遺文〕第二七卷、二〇七九七号）、当該期に後深草法皇の奉者となっている例が他にみられないため、原本の註記は誤記と判断し、発給主体

を伏見上皇に比定した。

(6) 副進文書3iには「院宣案 龜山法皇御方」との註記が付されている。乾元二年は後宇多院政下にあり、「大藏卿」(高階重経)が後宇多上皇の奉者となっていることが確認できるため(「後宇多上皇院宣」〔鎌倉遺文〕第二八卷、二一三五〇号)、原本の註記は誤記と判断し、発給主体を後宇多上皇に比定した。

(7) 副進文書3jには「龜山法皇御方」との註記が付されている。嘉元三年が後宇多院政下なのは乾元二年と同様で、副進文書3iと同じく高階重経が奉者をつとめているが、この時期重経は龜山・後宇多両院の院宣発給に携わっていた(「龜山上皇院宣案」〔鎌倉遺文〕第二九卷、二二一六二号)、「後宇多上皇院宣案」〔鎌倉遺文〕第二九卷、二二七〇九号)。さらには、副進文書3k・3lには「関東からの返事を(院に)奏覧した」との記述が共通してみえる。これは文書3にて言及されている「随則件関東状備叡覧之由、重被下 法皇御方、當御代兩御方院宣」に相当するものと考えられる。副進文書3kは後宇多上皇に奏覧したことを伝奏の吉田定房から守忠に伝達した書状だと考えると、必然的に副進文書3lは龜山法皇に対する奏覧がなされたことを伝える院宣に相当する。従って発給主体を龜山法皇に比定した。

(8) 副進文書3m(史料編纂所本の文書10)について、榎原氏は文書名を「後宇多上皇院宣案」としている。この文書には「幸徳丸掠申之」との註が付されており、内容としては幸徳丸より申状が進上されたとして、守忠に

対して陳状の提出を求めるものである。これは文書3に  
おいて「掠申入子細於 法皇御方、雖申下問状 院宣  
候」と言及されている問状に相当するものと考えられる。  
また、副進文書3mを奉じているのは葉室頼藤で、彼が  
幸徳丸の訴訟を仲介した旨の記述とも一致する。従って  
発給主体を龜山法皇に比定した。

(9) 古川元也「流転する中世文書への視角―園城寺文書・  
東大寺文書の事例―」(『史学』第八一卷 第一・二号、  
二〇一二年)。

(10) 京都大学によって昭和四年に影写本が作成されており、  
その写真帳が「(山科) 毘沙門堂記録」(請求番号六一一  
五/九)として東京大学史料編纂所に所蔵されている。

(11) 「毘沙門堂記録」のなかで『実躬卿記』を写した箇  
所の冒頭に「実照卿記」との題箋が確認される。これは  
実躬という文字を誤読したために後世付されたものと考え  
えられる。すなわち、題箋を付した人物が毘沙門堂本を  
『実躬卿記』の一部であるとみなしていた可能性がある。

(12) 継目黒印を手がかりとして第一六紙奥と第一一紙端の  
接続を試みると、第一一紙の最初の行が隠れてしまうの  
で、毘沙門堂本の誤字のうちの一行分の欠落について説  
明をつけられる可能性がある。ただし、二つの印影の上  
下位置は微妙にずれているうえに、第一〇紙と第一六紙  
の印は明らかに接続しないため、継目黒印を捺した段階  
と毘沙門堂本筆写の段階では錯簡状況の違いがあったと  
いえる。

(13) 「供御院 在大炊寮中、納畿内御稻、供御中宮東宮御飯、

以史生為預」(『西宮記』八 諸院)。

(14) 『類聚符宣抄』に収載された寛弘七年(一〇一〇)正  
月廿七日付の宣旨には、

右少弁藤原朝臣広業伝宣、左大臣(藤原道長)宣、  
大炊寮供御院預磯部満利讓替、宜永以磯部満輔補之  
者、

寛弘七年正月廿七日 右少史竹田宣理奉

とあり、磯部満輔が満利の讓により供御院預職に補任さ  
れたことが確認できる(『新訂増補国史大系 類聚符宣  
抄』第七 定所々別当勾当)。

(15) 「嘉元三年四月攝録渡領目録」(『鎌倉遺文』第二九卷、  
二二一九六号)に「遠江国 大外記師頭相伝云々、浅羽  
庄田百六十九町三段六十歩」との記述がみえ、また『実  
躬卿記』同年九月二五日条にも師頭の名が確認できるの  
で、この年まで存命していたことは確実である。

(16) 『経俊卿記』建長六年八月五日条にて、准后四条貞子  
(西園寺実氏室)の参内に供奉した者の中に「(左衛門  
尉) 信茂」の名がみえる。

(17) 毘沙門堂本の文書3b・3fの写によって源為定・守  
忠に言及している宮本直哉(『中世』近世初頭における押  
水三箇荘地域の検証)(石川県立理蔵文化財センター『竹  
生野遺跡』発掘調査報告書、一九八八)・岡野友彦  
(『中院流家領目録草案』(久我家文書)の検討)(『中世  
久我家と久我家領荘園』第二編第一章、続群書類従完成  
会、二〇〇二年)の両氏は、彼らの家名について「堀  
川」としている。しかしながら文書3b・3h・3iに

おいては父子二代にわたって「中院」と称されていることが確認でき、家名としていた可能性がある。

(18) 上杉和彦「摂関院政期の明法家と王朝国家―中世公家訴訟制度成立史の一視角―」(『史学雑誌』第九五編第一号、一九八六年)。

(19) 「勘仲記」弘安七年八月一六日条。

(20) 本郷和人「中世朝廷訴訟の研究」(東京大学出版会、一九九五年)。

(21) 「年未詳(建治二年カ)五月二日資通書状」(『鎌倉遺文』第一六卷、一二二四号)、「年未詳(建治二年カ)資通書状」(『鎌倉遺文』第一六卷、一二六二五号)、「弘安四年閏七月一〇日資通書状」(『鎌倉遺文』第一九卷、一四三三七号)。

(22) 笈雅博「『内々』の意味するもの」(『ことばの文化史』中世4、平凡社、一九八九年)。

(23) 「延慶二年八月カ」法官勘文(『鎌倉遺文』第三一巻、二二七五二号)に「主税助兼少判事左衛門権少尉藤原朝臣章房上」、「正和四年八月八日免者宣旨」(『鎌倉遺文』第三三巻、二五九六号)に「主税助兼左衛門権少尉安芸権介中原朝臣章房奉」、「嘉暦二年三月七日記録所施行状」(『鎌倉遺文』第三八巻、二九七六五号)・「嘉暦二年五月四日中原章房書状」(『鎌倉遺文』第三八巻、二九八三三号)に「左衛門大尉章房」、「嘉暦三年九月日明法博士坂上明清・同中原章房触穢勘文」(『鎌倉遺文』第三九巻、三〇三三三号)に「大判事兼明法博士造酒正左衛門大尉山城守中原朝臣章房」と署判する。

慶應義塾大学文学部古文書室所蔵「中原章房関係文書」

(24) 遠藤珠紀「官司請負制」局務家相伝諸寮司の運営体制」(『中世朝廷の官司制度』吉川弘文館、二〇一一年)。章房は局務中原氏の出身ではないが、この時期の官司請負制はまだ完全に固定されたものでなかったと遠藤氏が指摘している。

(25) 「文保元年五月日東大寺学侶衆徒訴状」(『鎌倉遺文』第三四巻、二六二二一号)に名がみえる住吉神主(津守)国冬と同一人物だと考えられる。

(26) 白井信義「治世の交替と廷臣所領の転変―山科家の係争―」(『日本歴史』二五三号、一九六九年)。

### 【凡例】

- ・利用の便に鑑みて、錯簡を正して配列した。
- ・一点ごとの文書の冒頭の「」に、解説で示した文書番号と文書名を掲げた。
- ・文書の法量は一紙ごとに示した。
- ・破損した箇所、史料編纂所本により復元可能な文字は、「イ」の記号を付して校訂した。

〔外題 未筆〕  
『供御院預左衛門云々』

(第一紙) (縦 32.1 × 横 51.3cm)

〔1 供御院預磯部信貞陳狀〕

供御院預左衛門少尉磯部信貞謹言上、

欲早依累代相傳道理、且任度々、(中原)被停止寮家師顯

朝臣非據競望當職間事、

副進、

一通 院宣案 弘安八年九月日  
信良改姓事被開食由事、

一通 院宣案 弘安八年十一月廿五日  
磯部氏中以帶道理之仁、可許補由事、

一通 寮家任符案 弘安八年十二月十六日  
信貞改姓令相傳文書、仍令定補由事、

一通 同舉狀案 弘安九年二月廿三日  
信貞申、官旨任先例可有御、奏聞由事、

一通 宣旨案 弘安九年三月廿日  
任行種讓、信貞永為後職、子々孫々可執行由事、

一通 綸旨案 被下寮家正應五年六月廿五日  
供御院預職、如元可被返付信貞由事、

一通 同綸旨案 被下信貞同年同月日  
供御院預職事、如元可返付之旨被仰師顯由事、

自余次第證文并 綸旨・院宣等先進之間、(貼紙)畧之、

右、供御院預職者、一條院御宇去長保四年磯部廣信下賜永(三ウ)宣旨

以降、至于信貞、相傳已十五代、星霜三百余迴也、其間雖為一代、無寮

家知行之例、爭可致新儀非據之恠望哉、(番)而今如所下賜之文書

(第二紙) (縦32.2×横17.3cm)

者、寮家 奏聞狀數通在之、何年月之狀乎不存知之、雖為一通

未被尋下之間、始而所令披見也、所謂彼狀云、信貞者信茂孫、信友子、

重代藤原氏也、且弘安八年八月日、任左衛門尉之時藤原之条、召名分

明也、捨烈祖姓、稱礪部行種猶子、橫補之、令叶道理否云々、取詮

此條存外也、或出重代累業之家、入他氏而稟繼其跡、或雖為異

姓他人身、成猶子而相傳所帶者、貴賤之通規、世上之常法也、今古

之例、不違言擧、〔三貼紙〕呪不可尋例於他家、當職之先祖行職者遷三

善氏、而安元二年八月日還本姓礪部畢、父任官之後改姓之輩、遠

則少内記藤原重真、保安五年正月日改惟宗、右兵衛尉中原安賴、永萬

二年三月日改平姓、少判事坂上明基、承安三年八月日改中原、

近則少内記久廣、弘安十年十二月左衛門尉拜任之時為安倍、正應四

年十月日任右小史之時為三善等是也、自余例不能羅縷、且

信貞為行種猶子改姓之刻、令言上事由之處、改姓事被

聞食畢、北面奉公不可有子細之由、被下 院宣畢、案文進覽之、

因茲去弘安八年十一月日、定澄与信貞相論之刻、被下 院宣於

寮家云、供御院預職事、兩方申狀遣之、礪部氏中以帶道理

之仁可計補云々、取詮、因茲寮家補任狀云、信貞為行種猶子改姓、令

相傳文書畢、仍所定補也云々、彼狀案進覽之、筆跡未乾、何今

可申子細哉、姦曲之至、不能左右者歟、加之寮家父出舉狀云、供

御院預職礪部信貞申 宣旨解狀謹進上候、任先例可有御

奏聞取詮云々、仍蒙 宣旨状云、應早任代々 宣旨、且依行種讓、令左衛門尉磯部信貞為當寮供御院預、子々孫々相傳領掌取詮云々、

(繼目黒印)

(第三紙) (縦23×横51.8cm)

彼舉状并 宣旨案同進覽于右、凡以帶道理之仁、可計補之由、預 勅定、即令定補信貞之上、或捧舉状、忝驚 天聽、任行種讓、子々孫々相傳領掌之由、被下 宣旨畢、輒難及一言之濫訴者乎、而今不顧先日之成敗、奉弃破嚴重鳳文、巧出新儀自由之非據、恣望申累代相傳之所職、信貞改姓橫補之企、不叶道理、可被付寮家之旨、競望之條、誠是叶理致否、為憲法否、併所仰 勅断也、

同状云、被優老林之奉公、被止非分信貞之知行、被返付寮家者、可為德政歟取詮云々、

此条、寄事於老林之奉公、猥於令望補他人之所帶者、何輩可全相傳之職哉、難堪次第也、信貞已為十五代相傳之職、帶代々

嚴重之 宣旨・院宣并次第調度之文書、相傳異于他、争可稱非分知之由哉、無謂申状也、

同状云、信貞等朝要何事哉、取詮云々、

此条、必雖非朝要之器、如此之所帶、或任先祖相承、或依由緒相傳、甲乙輩面々領掌之条、傍例滿于耳目、當職何及異議乎、且長保年中、廣信賜 宣旨補件職以來、天朝之御宇二十六

代、私門之知行一十五代、全以朝要之儀不被補之、代々 宣旨文不載其子細、只任 聖代之佳例、依累代之相傳、所令補任領掌也、況朝要之段、於信貞者、褻晴 御幸之所役、禁裏仙洞之奉 公、隨分勤節有忠無懈、勞功之道、雖異朝要之儀、惟同者乎、何況無弃<sup>〔七〕</sup>（後欠）

（第六紙）（縦 22.3 × 横 39.8cm）

## [2] 源守忠陳狀

（前欠）

畢、件 院宣等案進上之、旁何可被聽同篇之告訴哉、御沙汰頗似無盡期、且又可為政道之煩費矣、

一 定行所進家定卿建治元年・同三年書狀并稱置文狀事、

如彼建治三年狀者、中院殿御處分狀案、為存知進之、於羽林為定<sup>〔源〕</sup>一期以後者、

可被惣領欵云々、又云、少將若器量子胤出來者、為猶子、此所々可被付屬云々、次稱置文之狀云、及四十于今無子胤、仍以定資為御代官、可被取立、五六十以

後も出來事也、資定<sup>〔本定〕</sup>後者、又可被傳御子也云々、<sup>〔以上取證〕</sup>如彼狀等者、一々守忠得

理之所見也、其故者、當家領等、正胤子之外、不可讓他人之趣、囊祖等代々之

遺誡也、而守忠出生以前、故為定朝臣及四十無胤子之間、家定卿歎之、為一

旦用意、以定行<sup>〔自機解中成契約令取養之〕</sup>雖計置為定之子息、子胤出來之時者、可令皆

悉遺跡之由、定置之条分明也、是終為不違先祖之遺誡也、隨而于定行之句云、

為定一期以後者、可被惣領欵云々、実子出來以前一旦之用意顯然也、且就欵

字可有差別、於讓狀・置文等之詮句、曾非治定之文章也、至輿段者、実子出来之時、可令皆悉之条分明載之、定行乍捧此状等、以一旦之儀、争對実子守忠可及一言之論哉、就中家定卿賜于為定朝臣弘安二年状云、御年已及四十、于今無子胤、遺恨、仍資定御子宗定かねに計置、為御身也、出仕事、可被取立、凡五六十以後子儲事恒事也、出来為出仕器量者、入道跡可被皆悉云々、又云、付属事も自故入道殿時、示置閑束、可被存知之状如件云々、以上被是已以符合、縱定行雖不令敵對亡父為定、任件等状、温家定卿之情、且守囊祖等之遺誡、実子守忠令管領遺跡之条、更不可有他妨、何況亡父存日、定行成父子敵對、致告訴永削跡了、旁非沙汰之限者也、爰如定行申状者、類雖掠申兄弟和与之由、所捧之證文御子かねに計置之旨載而明白之（應願）上、家定卿遣入道大納言資季卿許之。（應願）永七年八月十八日状云、羽林于今未

(繼目黒印)

(第七紙) (縦 333 × 横 398cm)

子胤儲、歎入て候、御ステ子御座候者、被免孫男候へかし、権門方さまの猶子ハ纏頭する事も候之間、あなつり安御方さまの大切覚候也云々、

取詮、可為為定子之旨乞請之条分明也、嫌権門方、侮安之方様大切之由

申遣者、為定実子令出生、継家門之時、為令無違乱也、用意之趣無相違、

尤可足高察、就之資季卿法名了心許諾之返状云、少将殿御種子無心本御事

察申候、愚孫事被思食寄候之条、返々雖有為悦二候、但首服叙

爵之外、四歳落胤者候、今兩三年も被待申候て、猶不令出来給者、其時可

進や候らん、可在御計候云々、取詮、両卿自筆。約諾、為子之条明鏡也、敢無

兄弟之所見、此外云定行自筆之書狀云 公方支證之狀等、父子之證驗、雖繁多不  
遑注進、且先々篇朽了、隨而永仁 勅裁分明之上、今更不可及御不審者也、次  
建治元年狀事、同無兄弟之所見、如狀者、專父子之讓可賞、彼狀之文章、弥守忠  
之龜鏡也、為定帶弘安二年家定卿狀之上者、旁難及同日之論矣、

一 定行申狀云、守忠非為定子之條、世以無其隱云々、取證、此条眼前之謀略、太狼藉之

〔秘之〕申也、守忠実子之條、無其隱之上、為定自筆狀云、実子出来之上者、所領等皆悉

不可有相違云々、取證、其上云遣于對馬守秀俊之両通狀并進〔一条内〕左大將家之正

安二年正月狀等、云遺跡附屬讓狀等、旁以分明也、且 先御代具行稱為定朝臣

猶子、濫妨遺跡之間、守忠訴申之刻、守忠者非実子之由、就構申不実、

究訴陳之後、遂文殿對決、及御前評定之日、実子之所見明鏡之間、被成

下守忠安堵 院宣云、為定朝臣遺跡事、為定朝臣之実子之條、書送堀川大納言〔具守〕

并秀俊法師許之狀、有所見歟、具行或非実子、或者亡之由、雖立申無指

證據、此上者、任為定讓狀如元可令領掌云々、盡理之 勅裁既以嚴重也、

争非子之由、可掠申哉、是偏當家領実子可皆悉之條、云代々遺誠、

云三位入道置文、歷然之間、定行所構申此不実也、向後濫吹懲書、

可被行 奏事不実之罪科矣、仍所載于右之具書都合卅九通〔二卷〕〔一枚〕

謹進覽之、得此等之御意、御 奏達候之様、可令洩披露給候、守忠

恐惶謹言、

四月廿七日

右少将守忠

進上 長門前司殿

(繼目黒印・右半分)

(繼目黒印・左半分)

(第八紙) (縦23.1×横48.2cm)

[3 源守忠陳狀案]

亡父為定朝臣遺跡事、幸德丸申狀(源家房)副具書謹下預候畢、如狀者無窮之謀誣

奸濫之次第、頗可謂沙汰外哉、為定朝臣逝去之刻、定行并具行・尼妙一已下

胤外非分之輩、構同心表裏、或濫妨遺跡、或雖企偽誣、守忠為一子、相續家領

以下累代文書等之上者、捧次第相傳之手繼證文并閑東代々書狀等、就令

言上子細、殊被經其沙汰。日、家督相承分明之間、忽被停止彼等之偽謀、去正安

乾元度々守忠預 勅裁之上、任當家代々例、閑東兩度成賜安堵狀候畢、隨

則件閑東狀備 叡覽之由、重被下 法皇御方 當御代兩御方

院宣之間、誇有道之德化、抽拜趨之勤原候之處、今又韻外之幸德丸同宿于尼妙一、

巧謀案及濫誣候之條、存外之次第候、就中去々年五月之比、幸德丸属于前民下卿

頼藤、掠申入子細於 法皇御方、雖申下問狀 院宣候、云隱謀之造意、云

無道之濫望、顯然之間、則被弃置候畢、其後又幸德丸掠訴閑東之處、不帶

一紙之證文、為堅固胸臆之上者、同被弃捐云々、都鄙稠重之沙汰如此、今更

就何篇、可被聽同前非據之奸訴候哉、曾難及其沙汰候欵、爰就所進之

具書案、乱望之旨趣、疑殆尤多端、其故者、如稱祖父入道三位家定卿置文

案文者、為定依無子息、有示置之旨、縱雖為逝去之後、阿道子息所生者、為定

一期之後為嫡孫、所領以下可令皆悉之趣欵、取意此條不審非一事之上、他筆之

由、遮令自稱哉、旁非沙汰之限、且家定卿弘安二年賜為定之狀云、五六十以後毛

(繼目黒印二顆・右半分)

(繼目黒印二顆・左半分)

(第四紙) (縦 32.2 × 横 22.4cm)

子息儲事恒事也、出来為出仕器量者、入道跡可被皆悉、子細能々計置事

也云々、取詮、而守忠為一子、相續為定朝臣遺跡、致奉 公、不違祖父卿之素意

者也、次如号永仁元年為定朝臣讓狀之案文者、守家定卿置文、以幸徳丸為

嫡子、家領等可惣領之由云々、和字狀取意、此条又以不審、不見正文者、雖難決真

偽、暫就文章、粗尋義理、具行濫訴之時、彼幸徳丸父阿道陸奥前司入道 陸奥前司入道 定成法名得妙一之語、

(貼紙「十六」)

令同心具行、以守忠非為定朝臣子之由為掠申之、書与于彼等狀云、故源三位

師行卿子息、為御養子御元服勢佐勢給候覽、目出候、御元服用途事承候

畢、忿沙汰進候陪久候、當時末豆御子一人毛御坐候波弓候 津留 加様尔候 陪波、

返々悦入候云々、和字狀橫 漢字取詮、此狀正安二年正月十三日、遣為定朝臣許之由稱之、具行

(繼目黒印・右半分)

(繼目黒印・左半分)

(第五紙) (縦 32.2 × 横 29.5cm)

備具書、雖經上覽、阿道同心彼等、任雅意書与之子細顯然之上、守忠為實

子令皆悉遺跡之条、證文等分明之間、預盡理 勅裁并関東安堵狀畢、

阿道若帶家定卿置文、幸德又得為定朝臣讓狀者、何得妙一・具行等之語、可書与無子之由狀哉、今案謀訴之条、併足賢察欵、幸德丸不顧父之行事、及告訴之上者、弥招其科者哉、将又幸德丸申狀云、為定朝臣逝去之刻、定有律師何遠行之隙、乱入遺跡、以守忠若丸時稱實子、奪取重書等、任雅意構謀書、重代家領以下悉令押領云々、取證就之謂之、正安二年正月十七日、為定支亡之後、同廿九日阿道訪遺跡之狀云、小將殿他界事、凡無申限驚歎入候云々、守忠拜任侍從之時、阿道賀札云、御拜任事、殊以悦入候、誠如仰繁昌日出候云々、取證守忠為一子當家相續之条、阿道本自依令存知、為定逝去之時者、遣彼狀、守忠昇進之。日者、送賀札、件狀等幸德丸受父阿道之命、染筆之上者、父子共存知勿論也、幸德若成為定父子之契約、帶可望遺跡之證狀、守忠若非為定之實子、致

(繼目黒印・右半分)

(第九紙) (縦22.1×横52.2cm)

非分押領者、自正安二年正月數箇年之間、何不及訴訟哉、又具行對于遺跡致濫訴、經再往沙汰之時、争不申一言之所存、剩為定無子之由、可書与今案狀於妙一・具行哉、条々仰明察畢、次稱謀書由事、謀書何事哉、曾不存知、守忠所帶手繼證文等、文殿沙汰之時、悉備上覽、蒙安堵裁許畢、幸德丸之濫訴、殆招奏事不實之科者歟、同狀云、此者苟稟當家之正統、為。定家卿之嫡孫、彼者令非為定朝臣之胤子云々、取證就之謂之、幸德丸者、當家之糟糠阿道子息之由稱之欵、然者父阿道為不調隱遁之仁、非家門同客之直、嫡孫之自稱、比興之至極也、守忠為當家之嫡統為定朝臣一子、傳

累葉之名跡、其条及文殿對決、有諸卿評議、就證狀等具被載下

院宣畢、就之関東所加安堵成敗也、而幸徳丸為員外佯弱之身、不備支證、

偏構胸臆之浮言、掠申子細之条、併忽諸嚴重、勅裁・関東成敗之企、甚狼

藉候、如此之類無識沙汰者、奸曲謀濫之族不可断絶候歟、雖似多筆端、為露

頭謀計、粗令言上候、得此等之御意、可有洩御、奏達候哉、恐惶謹言、

徳治二  
六月十日

右少将守忠請文

### [3 a 源家定置文案]

「正文ハ以實に預置後、可被尋取  
定進歟、」

〔家定卿置文〕

御年已及四十欵、于今無子胤、遺恨、仍資定御子かねに計

置、且為御身也、出仕事可被取立、凡五六十以後毛子息儲事恒

事也、出来為出仕器量者、入道跡可被皆悉、子細能々計

置事也、仍正文ハ留置、案文ハ兼遣資定畢、更不可有違乱、

付属事も自故入道殿時、示置関東、可被存知之状如件、

弘安二年四月 日

判

.....(継目黒印).....

(第十紙) (縦 32.3 × 横 16.4cm)

為定<sub>二</sub>

[3 b 伏見上皇院宣案]

「院宣案富小路殿御代 守忠所生以前、以定行本名可為子之由弘安三年家定御難申置之、定行」

〔羽咋郡〕 敵對于義父為定、致告言之間、被下此 院宣、永義絕畢。

能登国大泉庄事、就構申兄弟和与之由、雖被裁許定行、  
資季・家定兩卿約諾、為父子之条勿論欵、養父母与親同、  
定行不可告言、然者任父子之義、進退領掌不可有相  
違者、依

〔貼紙〕  
〔十ノ〕

(繼目黒印・右半分)

(第十一紙) (縦32.1×横35.8cm)

院宣執達如件、

(繼目黒印・右半分)

永仁六年九月廿五日

右京大夫〔在イ〕  
判奉

謹上 中院〔為定〕前少将殿

[3 c 源定成(阿道)書状案]

「幸徳丸父阿道状送為定家、于時守忠幼少之間、叔父定有律師」

誠新春御吉慶等、於今者雖事舊候、自他申籠候。畢、猶々

目出候、抑少将殿他界事、凡無申限驚歎入候、已下

畧之、恐々謹言、

正安二

正月廿九日

阿道判

三位殿御返事 定有律師事也、

[3 d] 源定成(阿道) 書状案]

〔同状案 守忠拜任侍從之時賀札也、家督相傳告知之案勿論也〕

佐渡房便(亘)御文委細承候畢、抑御拜任事、殊以悦入候、  
誠如仰繁昌日出候、已下畧之、恐々謹言、

同三  
六月十三日

阿道

………(継目黒印)………

(第十二紙) (縦32.4×横52.3cm)

[3 e] 伏見上皇院宣案]

〔院宣案 龜山法皇御方〕

肥後國阿蘇社、任入道三位家定卿弘安二年状、可相傳知  
行之由、可被傳仰為定朝臣子息若丸之旨、  
御氣色所候也、仍上啓如件、

正安二年四月十五日

謹上 堀川大納言殿  
(具守)

[3 f] 伏見上皇院宣案]

〔院宣案 後深草院御方〕

能登国大泉庄事、任先度 勅裁之旨、相傳領掌  
不可有相違之由、可被傳仰守忠之旨、

慶應義塾大学文学部古文書室所藏「中原章房関係文書」

五六七 (五六七)

御氣色所候也、顯相恐惶謹言、

正安二年九月十一日

(藤原顯相)  
宮内卿判

進上 堀川大納言殿

[3g 北条貞時(崇暎)書状案]

〔関東安堵状案〕

遺跡御相傳事、承候了、恐々謹言、

正安三  
九月五日

(北条貞時)  
沙弥崇暎判

[3h 後宇多上皇院宣案]

〔院宣案 當御代〕

為定朝臣遺跡事、為定朝臣實子之条、書送堀川大納言并秀俊  
法師許之状、有所見歟、具行或非實子、或者亡之由、雖

(繼目黒印)

(第十三紙) (縦 32.3 × 横 52.3cm)

立申、無指證據、此上者、任為定讓状、如元可令領掌者、  
院宣如此、仍執達如件、

乾元二年三月廿八日

(吉田経長)  
權大納言判

(源守忠)  
中院侍從殿

〔3 i〕 後宇多上皇院宣案〕

〔院宣案 龜山法皇御方〕

肥後国阿蘇社、任相傳之理、可令知行給者、依

院宣執達如件、

乾元二年四月廿四日

〔高階重盛  
大藏卿判〕

中院侍從殿

〔3 j〕 北条貞時（崇演）書状案〕

〔関東安堵案 就 勅裁成之、〕

御領等無相違事、承候畢、恐々謹言、

嘉元三  
三月十七日

〔北条貞時判〕  
沙弥崇演

〔3 k〕 吉田定房書状案〕

御所領事、関東返事案、備 叡覽候了、謹言、

同年  
五月廿七日

〔吉田〕  
定房

〔3 l〕 龜山法皇院宣案〕

〔堀兼  
六之〕

〔龜山法皇御方〕

所領等事、関東返報、備 叡覽之由、被仰下候也、仍

慶應義塾大学文学部古文書室所藏「中原章房関係文書」

執達如件、

七月六日

重經(高書)

(縦目黒印)

(第十四紙) (縦32.2×横51.9cm)

中院侍從殿

[3] m 龜山法皇院宣案]

「幸徳丸掠申之」

西宮舊跡并家領等事、幸徳丸申狀詞具書如此、子細見

于狀候歟、可被弁申之由、御氣色候也、仍執達如件、

嘉元三年  
五月十一日

民部卿頼藤(業卷)

中院侍從殿

[4 源守忠重陳狀案]

亡父為定朝臣遺跡事、幸徳丸犯御諱之後  
今俄稱家房重申狀、謹下賜候畢、云今案謀

訴之次第、云守忠一子相承之子細、先度粗言上候畢、爰幸徳丸為員

外糟糠之身、成非分係望於當家領、巧種々之謀案、飭条々之奸詞、不

量涯分、類企濫訴候之間、陰貪之企、太違宗廟之照鑒、背曩祖冥眩之(見)

間、既犯御諱之字、永絶生涯之望畢、而今俄稱令改名于家房、重捧謀

訴狀之条狼藉也、尾籠也、更非可望拜趨、争可被聽同前胸臆之濫訴

哉、凡犯御諱之者、失前途之上、殆非人倫欵、于茲如重訴狀者、於彼三方之

沙汰者、不可混家房之訴訟云々、取詮此条彼遺跡事、定行・具行・尼妙一已下員外非分之輩令同心、或致濫妨、或雖企偽訴、守忠為一子家督相承分明之間、預度々、勅裁并闕東安堵狀畢、件沙汰及多年都鄙殆謳譟之上、令同心于具行・妙一等、阿道書与為定無子之由堅固今案狀於彼輩畢、云存知之次第、云同心之結構、顯然也、以具行立面之時者、書出件狀、其謀計被停止之今又替面、以幸德丸乍企偽訴、不可混以前沙汰之由、争可遁申哉、家房則同宿于妙一・具行等無其隱、同心謀計之条勿論也、家

(第十五紙) (縦 32.2 × 横 40.8cm)

房若帶可望彼遺跡之證文者、年來沙汰之間、何不申一言之所存、同心于一方、可加潤色哉、今案縱橫之至、尤足賢察矣、同訴狀云、處分之法、專可任財主之本意、相承之道、偏可依手繼實證者也。云々イ□□、取詮此条。祖父入道三位家定卿之素意者、守忠出生以前、為定朝臣不儲男子之程、無心本之間、以定行可為子之由、雖相計、猶鑒將來、為定胤子出來者、可皆悉入道跡之旨、弘安狀分明也、然者為定子胤出生以前、縱雖迴養子之方便、皆以為一旦用意也、出生之實子、可為家督之条、家定卿素意炳焉之處、守忠為實子、令皆悉其遺跡、自拜拾遺之初至任羽林今、勵随分拜趨之勤原、是既相叶祖父慇懃之本意畢、被原本主。原

(貼紙「四」)

情之条、尤所仰也、凡謂猶子者、其實子、或依不調不足奉公之器、或無胤子其家欲絶、如此之時、迴思慮之秘計也、雖然器量之胤子出來之

時、為正嫡之條、恒規也、而為定家督之條者、〔字イ〕□□□□捧髻髯疑殆  
狀、為猶子、為定一期之後、可傳領之由、雖掠申之、對於家督相承之實子  
守忠、争可及同日之論哉、就中<sup>備</sup>所。進之狀等、或他筆之由、遮自稱之上  
者、非沙汰之限、或雖稱自筆之由、不披見正文之間、難決真偽之旨、先  
度言上畢、何承伏之由、可掠申哉、且如阿道遣為定朝臣許之狀者、不  
帶件狀等之支證、所載于左也、次同狀云、守忠縱雖為入道為定朝臣之  
實子、違犯家定卿置文、為定朝臣讓狀等、不可及競望者也、何況  
守忠更非為定之胤子、其上自稱讓狀、又定有構出謀書者也〔云々イ〕□□、此條守忠  
為實子<sup>者</sup>。、不可及異論之由、已以分明也、祖父卿素意之趣具載于先段畢、

(繼目黒印・左半分)

(第十六紙) (縦 32.1 × 横 41.6cm)

## 〔5 中原章房申狀案〕

(前欠)

時愁申之、或奉属奉行傳 奏、歎申之、章房

愁有上日拔群之聞、雖費紙筆、未達本望候、

就中評議之場、書定文之章房也、對問之座、記申

詞之章房也、時輩誰比肩哉、雖為狭少之地、不

預御計者、失拜趨之便候、其條仰 聖廟之照覽

候、撰州石占村者、前御代俸祿也、而當村内号

神酒之地七町餘、住吉社令管領事候、以惣村混

彼地、号神領、為前藤中納言家奉行、國冬（御守）掠給候了、

為本所帶之上者、可被宛下之旨、連々雖申上之、不被寄

國冬者、難及御沙汰之由、奉行人被仰下之間、令周章候、

爰隼人正兼任事、教宗不帶關東御拳狀之上、經歷

及數年候欵、章房可浴其恩之由捧申狀候了、若及豫

儀候者、江州野田山保者、數性・朝測共不帶文書之間、（貼紙）

前御代重々被經御沙汰、為闕所被宛下章治候了、所濟其

餘果也、枉可拜領之旨、雖捧申狀、于今漏恩澤候、不便事候、

此等之條々、頗非難儀候哉、毎日雖抱拜趨之志、定致不慮之懈

怠候欵、奉行之執 奏不事行之間、面々一同参仕、言上所歎申

上之趣、西取以前御伺候之様、可令披露給、章房誠恐謹言、

（年表詳）  
十月廿 日 主税助 中原章房上

（繼目黒印・左半分）